資料No. 5-1

パブリック・コメント制度による

「第五次富士市情報化計画（案）」

に対する意見募集について

● 意見募集期間　令和８年12月１日（火）から令和９年１月４日（月）

● 意見の提出方法

直接の場合	富士市消防防災庁舎４階ﾃﾞｼﾞﾀﾙ戦略課へ
郵送の場合	〒４１７－８６０１ 富士市永田町１丁目１００番地 富士市ﾃﾞｼﾞﾀﾙ推進室ﾃﾞｼﾞﾀﾙ戦略課あて
ＦＡＸの場合	０５４５－５５－０５１０
Eメールの場合	digital@div.city.fuji.shizuoka.jp
市ウェブサイト	パブリック・コメントコーナーから 専用フォームへ

● 意見の記載方法　様式は問いませんが、案件名「第五次富士市情報化計画（案）」、意見、住所、氏名、電話番号を明記してください。

令和８年１２月

富士市 デジタル推進室 デジタル戦略課

第五次富士市情報化計画案（概要版）

第１章 本計画の概要

➢ 本計画策定の目的 （P1）

「第四次富士市情報化計画」では、本市が実施する情報化に関する取組を情報化事業として位置付け、市民サービスの向上や地域の活性化、行政経営の効率化を進めてきました。

社会経済のあらゆる面でデジタル技術・サービスの利用が進展し、社会にとって不可欠な存在となり、年々その重要性を増しています。例えば、SNSやクラウドサービス等のデジタルサービスは、社会生活や企業活動等において重要な社会基盤として位置付けられ、人々の情報収集、コミュニケーション、消費行動や企業の経済活動にも大きな変化が生じています。加えて、生成AI等に代表されるAI技術は爆発的に進化を続けており、新たな技術やサービスが日々出現するなど、デジタル社会を支える基盤的要素となる可能性が高まりつつあります。

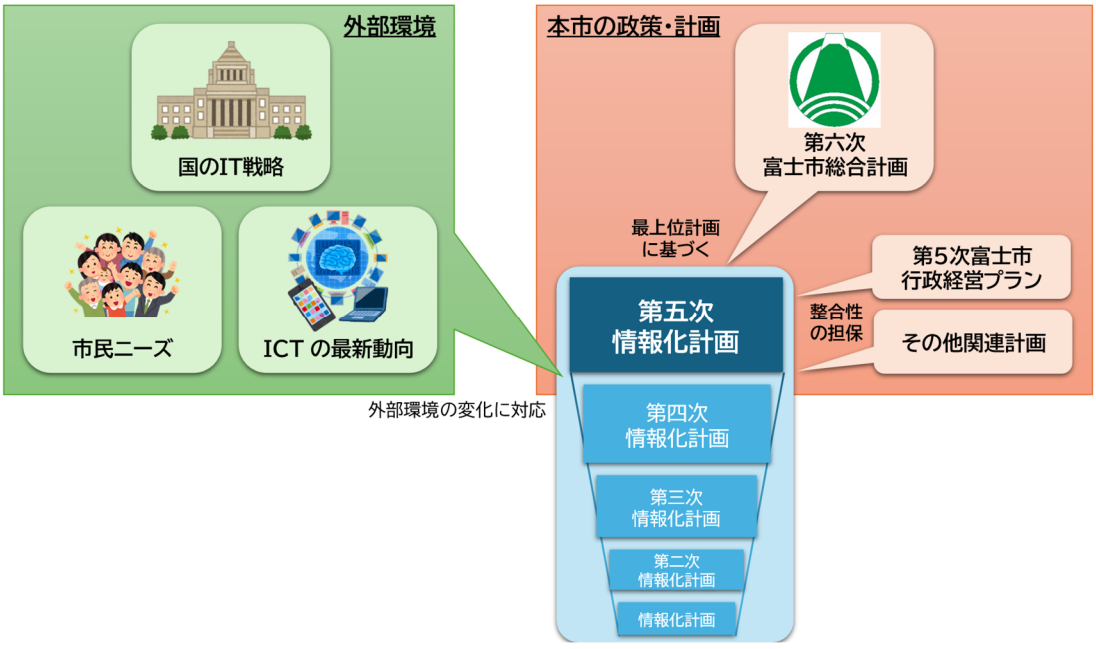
このような背景の中、本市が日々進化するデジタル技術・サービスの影響による社会変容に対応し、暮らしの質や価値を高め、安心で豊かなまちづくりを推進していくため、「第五次富士市情報化計画」（以下、「本計画」という。）を策定することとしました。

本計画は、デジタルとアナログを利用者の実態や目的に応じて的確に使い分け、誰もが利用しやすく公平なサービスの実現を目指し、「市民サービス」、「地域活性化」、「行政経営」を基本的な視点とし、国の考え方、技術動向、市独自の政策との整合を図りつつ、デジタルを原動力とし、誰一人取り残されることなく、市全体を発展させることを目的とします。

➢ 本計画の位置付けと推進期間 （P2～P3）

国のIT戦略や技術動向、市民ニーズなどの外部環境の変化に適切に対応するため、市独自の政策との整合を図るとともに、上位計画である「第六次富士市総合計画」に基づき、本市の行政経営の基本的方向性を定める「第５次富士市行政経営プラン」（令和９年度から令和13年度まで）との整合を図りながら、関連する分野別計画で示された目標の実現に向け、情報化の面から施策を定め、具体的な事業の推進に取り組んでいきます。

本計画の推進期間は、令和９年度から令和13年度までの５年間とします。



第２章 情報化の動向

➢ 本市の情報化政策の動向（第四次富士市情報化計画） （P5～P9）

- ✓ 令和７年度末時点で、情報化事業のうち241事業が「実施中」で、「継続する（現状維持または拡大・拡充）」とした事業が234事業あり、多くの事業が順調に進捗
- ✓ 全体の87%の情報化事業の事業評価が「B（普通）」以上で順調に進捗している一方、物価や人件費の高騰により、計画策定時の予算額と実績額を比較して10%以上上昇している事業があり、今後も事業の費用対効果を踏まえつつ、着実に進める

➢ 国の動向 （P10～P17、30）

- ✓ 「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」を改定するとともに、人工知能基本計画の策定や生成AI利用環境「源内」の実装を進めるなど、生成AI利用環境の高度化を目指す
- ✓ 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づき標準化対象とした20業務について移行が遅れている特定移行支援システムについては、引き続き地方公共団体を積極的に支援していく

➢ 県の動向 （P18、30）

- ✓ 令和７年度に策定された「静岡県行政経営推進プラン」に基づき、デジタルツールを活用した働き方改革の推進、デジタル人材の育成・確保、環境整備、オープンデータの推進・官民データ活用の推進、市町等支援の５つの施策を展開

➢ 他自治体の情報化の動向 （P19～P30）

- ✓ 生成AIの導入、フロントヤード改革の取組、テレワークの導入、デジタルデバイド対策などに取り組んでいる。

第３章 本市の情報化に対する意向

➢ 市民向けアンケート （P31～P50、P65）

- ✓ 電子申請やキャッシュレス決済の利用が大きく伸びており、行政サービスのオンライン化が重要
- ✓ 情報化が進むことにより、情報セキュリティに不安を感じる割合が増加しており、デジタルデバイド対策と合わせてデジタルリテラシーの向上が重要

➢ 中高生向けアンケート （P51～P58、P65）

- ✓ スマートフォンの普及が進み、SNSでの情報提供を求める割合が多いことから、SNSを使った情報伝達が重要
- ✓ 情報化が進むことにより、インターネットを利用した犯罪に巻き込まれることやインターネット等への依存、メンタルヘルスへの悪影響に不安を感じる割合が高く、デジタルリテラシーの向上が重要

➢ 職員向けアンケート （P59～P65）

- ✓ 市民が求める行政サービスと本市が提供すべき行政サービスは概ね一致している
- ✓ 庁内システムの整備や情報活用能力向上など、業務の効率化に引き続き取り組むことが重要

第４章 本市の情報化推進に向けた課題

➢ 情報化の動向から得られた課題 (P67)

- ✓ いつでもどこからでもオンラインでできる手続を拡充するとともに、市民の暮らしを支えるデジタル技術を活用するなど、より一層、便利で安心な市民サービスの提供が必要
- ✓ 中小企業のDXを推進するとともに、新たなモビリティサービスの検討を進めるなど、産業の活性化や都市機能の高度化に取り組むことが必要
- ✓ 引き続きシステムの標準化へ向けて取り組むとともに、爆発的な進化を続けるAIなどの新たな技術についても積極的に活用し、生産性の高い行政経営に取り組むことが必要

➢ 情報化の意向から得られた課題 (P68)

- ✓ デジタル技術やサービスの使われ方が急速に変化しており、この変化に迅速に対応し、市民のニーズに応える行政サービスを提供していくことが必要
- ✓ 市民の年代などの属性により情報化に対するニーズが異なることから、ニーズの違いに対し、きめ細かく対応、誰一人取り残されないデジタル社会の実現に向けて取り組むことが必要
- ✓ 市民に関する個人情報などの重要情報を日々取り扱うことから、市民の不安や懸念を払拭するため、引き続き情報セキュリティ対策を徹底することが必要

第５章 計画の基本理念と基本方針

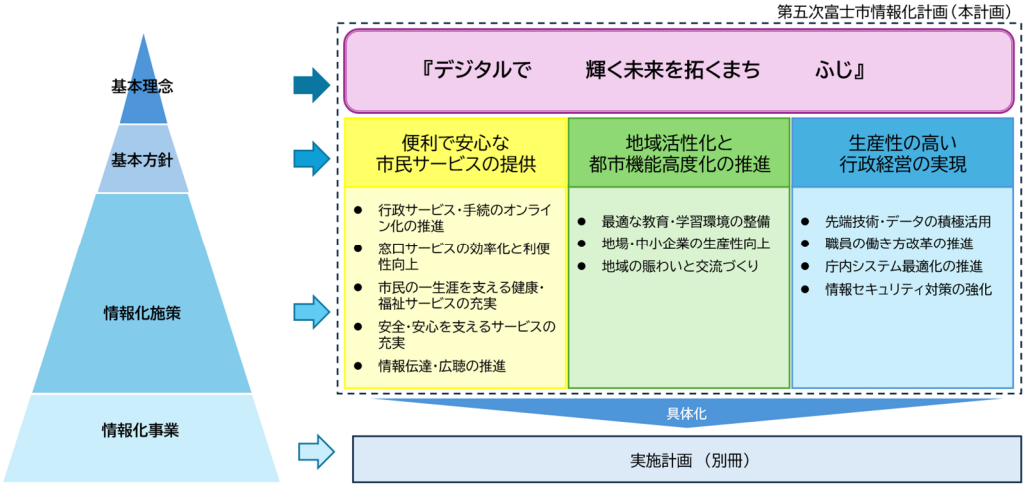
➢ 基本理念と基本方針 (P69～P70)

本計画では、第六次富士市総合計画で定めた基本構想でめざす都市像を、情報化の面から達成できるよう、引き続き基本理念を**「デジタルで　輝く未来を拓くまち　ふじ」**と設定しました。

また、基本方針は、基本理念に基づき、国のIT戦略、市民ニーズ、ICTの最新動向について把握した課題を反映するほか、誰もが利用しやすく公平なサービスの実現を目指し、**「便利で安心な市民サービスの提供」**、**「地域活性化と都市機能高度化の推進」**、**「生産性の高い行政経営の実現」**と定めました。

➢ 計画の体系 (P71～P72)

本計画は、基本理念である「デジタルで　輝く未来を拓くまち　ふじ」を最上位とし、「便利で安心な市民サービスの提供」、「地域活性化と都市機能高度化の推進」、「生産性の高い行政経営の実現」の３つの基本方針と12の情報化施策を定めます。



第６ 本市の情報化施策

➢ 情報化施策

便利で安心な市民サービスの提供

（P73～P80）

「便利で安心な市民サービスの提供」では、**「行政サービス・手続のオンライン化の推進」**、**「窓口サービスの効率化と利便性向上」**、**「市民の一生涯を支える健康・福祉サービスの充実」**、**「安全・安心を支えるサービスの充実」**、**「情報伝達・広聴の推進」**の５項目の情報化施策を定めました。

市民が時間や場所を気にせずに行政手続を行うことができるよう、様々な分野での行政手続のオンライン化を進めるとともに、窓口における手続について、待ち時間の短縮や分かりやすさの向上など市民の利便性向上を推進します。

また、生涯に渡り本市で安心して暮らせるよう、出産・子育て・福祉・介護・医療などのほか、防災や救急など、市民の安全・安心を支えるサービスの充実に取り組みます。

さらに、これらのサービスを市民にしっかり届けられるよう、SNSなどデジタルサービスの特徴を生かした、広報・広聴を推進します。

基本方針1：便利で安心な市民サービスの提供がめざす方向性



地域活性化と都市機能高度化の推進

（P81～P88）

「地域活性化と都市機能高度化の推進」では、**「最適な教育・学習環境の整備」、「地場・中小企業の生産性向上」、「地域の賑わいと交流づくり」**の３項目の情報化施策を定めました。

次世代を担う子どもたちに最適な学びの場を提供することや、教職員の業務効率化と負担軽減に取り組むほか、市内企業の生産性向上と働き方改革の実現に向け市内企業のDX・テレワークを推進します。

また、地域コミュニティ活動のデジタル化推進やデジタルリテラシーの向上、地域公共交通の維持・活性化に取り組むほか、魅力的な観光コンテンツの開発やシティプロモーションの推進などにより、関係人口の創出を図ります。

基本方針２：地域活性化と都市機能高度化の推進がめざす方向性



生産性の高い行政経営の実現

（P89～P94）

「生産性の高い行政経営の実現」では、**「先端技術・データの積極活用」**、**「職員の働き方改革の推進」**、**「庁内システム最適化の推進」**、**「情報セキュリティ対策の徹底」**の４項目の情報化施策を定めました。

職員のワークスタイルの変革や業務効率の向上のため、AI等の先端技術を積極的に活用するとともに、BPRを実施します。

また、デジタル変革に資する取組の質を向上させるため、庁内システムのクラウド化や標準化を進めるとともに、人材の育成や情報セキュリティ対策の徹底に取り組みます。

基本方針3：生産性の高い行政経営がめざす方向性



第７章 計画の進め方

➢ 推進体制 （P95）

市長を本部長とし部長級以上の職員で構成する「富士市情報化推進本部」の下で情報化の推進を図ります。また、情報通信技術に関する専門的な識見及び経験を有する外部専門家として、引き続き情報政策アドバイザーを活用し、情報化の適正な推進に努めます。

➢ 人材育成 （P96）

引き続き、全職員を対象とした情報セキュリティ研修を実施するとともに、「富士市人材育成基本方針」と整合を図りながら内部人材の育成に取り組みます。

また、情報政策アドバイザーや国の支援制度を活用し、専門知識を有する民間人材の登用を進めます。

➢ 進行管理 （P97～P99）

毎年度、情報化事業の実施状況を把握するとともに、施策評価を行います。

また、社会情勢及び国の考え方、技術動向等の外部環境の変化、市独自の政策に伴い、必要に応じて情報化事業の見直しを行い、変更や新規事業の追加など、随時実施計画に反映します。なお、情報化推進体制についても、必要に応じて見直し、体制の強化を図ります。

さらに、計画期間の最終年度である令和13年度は、これまでの実施状況を踏まえ次期計画の検討につなげます。

全体スケジュール

